

苫小牧市総合戦略推進会議設置要綱[改正案]

(設置)

第1条 本市の総合戦略について、その方向性や具体案を審議し、策定、さらには推進を図るため、市民、教育機関、産業界、金融機関等から構成する苫小牧市総合戦略推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、総合戦略の策定、推進等について審議する。

(組織)

第3条 推進会議は20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募に応じた者
- (2) 学識経験者
- (3) 本市の経済動向に優れた識見を有する者
- (4) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、~~2年~~3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(部会)

第7条 推進会議は、必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって構成する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する者をもって充てる。

4 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(関係者の出席等)

第8条 推進会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第9条 推進会議の庶務は、苫小牧市総合政策部政策推進室政策推進課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月25日（会議開催日）から施行する。

<改正の趣旨>

- ・ 現総合戦略の期間は、平成31年度(2019)年度までであり、本期間終了まで、今回の委員の方々には、継続して進捗状況を検討していただきたい。
- ※ 現総合戦略の進捗状況を踏まえ、平成32年度から新総合戦略を策定する場合には、その内容についても検討していただきたい。